

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（水道企画課）

一 趣旨

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正するものである。

二 内容

- (一) 布設工事監督者の資格要件の見直しとして、機械工学科や電気工学科の課程を修めた者、土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を追加
- (二) 水道技術管理者の資格要件の見直しとして、土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を追加

三 施行期日

令和七年四月一日